

## 厚生年金への地方議会議員の任意加入を求める意見書

地方議会は多様な住民の意見を集約し自治体の政策に反映させることが期待されているが、住民の理解や関心の低下、なり手不足の深刻化が全国的な課題となっており、本市議会議員選挙においても、かつては 90 パーセント以上あった投票率が近年は 50 パーセントを下回り、先の一般選挙では、昭和 29 年の市制施行以来、初めて無投票となった。

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増大する中、地方議会や議員の法的位置づけや役割の明確化が求められるとともに、多様な人材の市議会への参画を促し議会を活性化することは、地方自治体における喫緊の課題である。

就業者全体に占める会社員等被雇用者の割合が多くなるなど労働環境が変化する中で、若い世代や会社員等が地方自治に興味を抱き、議員に立候補し、議員活動を行うに当たっては、わかりやすい選挙制度のもと、将来や家族の不安を和らげることのできる社会保障や雇用面での制度的な配慮が求められている。

本市議会が行った市民アンケートにおいても、議員が厚生年金に加入する制度は必要とする回答が 62 パーセントにのぼった。

よって、国及び政府におかれては、全世代型社会保障構築の一環として、多様で有為な人材がそれぞれのライフプランの中で地方議会議員に立候補しやすい環境をつくるため、年金受給年齢に達していない地方議会議員が厚生年金へ任意加入できるようにするなど、必要な法整備を図ることを要請する。

上記については、地方自治法第 99 条の規定により、意見書として関係機関へ提出するものとする。